

○富士市犯罪被害者等支援条例施行規則

令和4年3月30日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士市犯罪被害者等支援条例（令和4年富士市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給対象者)

第2条 条例第8条の規則で定める市民は、犯罪等が行われた時において、本市の住民基本台帳に記録されていた者であって、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 遺族見舞金 犯罪等により死亡した者の遺族

(2) 重傷病見舞金 犯罪等により重傷病（負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が1か月以上であるものをいう。）を負った者

2 前項第1号の遺族は、犯罪等により死亡した者と生計を一にしていた家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。））、六親等内の血族又は三親等内の姻族をいう。）とする。

3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上いる場合は、それらの者の中から選定された代表者に対して当該遺族見舞金を支給するものとする。

(見舞金の申請)

第3条 前条第1項第1号に規定する遺族見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 犯罪等により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 遺族見舞金の支給を受けようとする者と犯罪等により死亡した者との続柄を証する書類

(3) 遺族見舞金支給代表者選定に関する届出書（第2号様式。前条第3項に規定する代表者が申請する場合に限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第1項第2号に規定する重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申

請しなければならない。

(1) 犯罪等による負傷又は疾病の状態及びその療養に要する期間が確認できる医師の診断書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請は、死亡し、負傷し、又は疾病が発生した日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、当該負傷又は疾病の状態により申請が困難であるとき、その他の当該期間内に申請をしないことについて市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(見舞金の支給の制限)

第4条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金を支給しないものとする。

(1) 犯罪被害者等が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき犯罪被害者等にその責めに帰すべき行為があったと市長が認めるとき。

(2) 犯罪被害者等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者に該当するとき。

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による交通事故のとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと市長が認めるとき。

(一部改正〔令和7年規則31号〕)

(見舞金の額の調整等)

第5条 重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪等の行為に起因して死亡した場合は、条例第8条第1項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金として遺族に支給するものとする。

2 前項の場合を除き、見舞金の支給は、一の犯罪被害につき1回に限る。

(見舞金の支給の決定等)

第6条 市長は、第3条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（第4号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けた者があったときは、当該決定を取り消し、及び既に支給した見舞金の額に相当する金額を返還させることができる。

（報告の徴収等）

第8条 市長は、見舞金の支給を適正に行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、報告を求めることができる。

2 市長は、見舞金の支給を適正に行うため必要があると認めるときは、第6条の規定により見舞金の支給の申請を行った者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月23日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富士市犯罪被害者等支援条例施行規則の規定は、令和7年4月1日以後に発生した犯罪等に係る見舞金から適用する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所

氏 名

申請者

被害者との続柄

電話番号

遺族見舞金の支給を受けたいので、富士市犯罪被害者等支援条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

支 給 申 請 額		円
犯 罪 等 の 被 害 発 生 日 時		年 月 日 午前・午後 時頃
犯 罪 等 の 被 害 発 生 場 所		
犯 罪 等 の 被 害 者	ふ り が な	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	被 害 を 受 け た 時 の 住 所	
	死 亡 年 月 日	年 月 日
犯 罪 等 に よ る 被 害 の 発 生 状 況		
当 該 犯 罪 等 の 被 害 に 係 る 重 傷 病 見 舞 金 の 支 給 の 有 無		有 ・ 無
取 扱 警 察 署		警察署
状況調査に係る同意欄		
遺族見舞金の交付を受けるに当たり、必要に応じて市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うこと及び市が警察署等において上記犯罪等に関する事項について調査を行うことについて同意します。 年 月 日 氏名 (氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)		

第2号様式（第3条関係）

遺族見舞金支給代表者選定に関する届出書

年 月 日

(宛先) 富士市長

代表者氏名

遺族見舞金の支給について、富士市犯罪被害者等支援条例施行規則第2条第3項の規定により、次のとおり代表者を選定したので届け出ます。

[illegible]

第3号様式（第3条関係）

犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

重傷病見舞金の支給を受けたいので、富士市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

支 給 申 請 額		円
犯 罪 等 の 被 害 発 生 日 時		年 月 日 午前・午後 時頃
犯 罪 等 の 被 害 発 生 場 所		
犯 罪 等 の 被 害 者	ふ り が な	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	被 害 を 受 け た 時 の 住 所	
犯 罪 等 に よ る 被 害 の 発 生 状 況		
負 傷 又 は 疾 病 の 状 態		
取 扱 警 察 署		警察署
状況調査に係る同意欄		
重傷病見舞金の交付を受けるに当たり、必要に応じて市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うこと及び市が警察署等において上記犯罪等に関する事項について調査を行うことについて同意します。 年 月 日 氏名 (氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)		

第4号様式 (第6条関係)

支 給	
犯罪被害者等見舞金	決定通知書
不支給	

第 号
年 月 日

様

富士市長

年 月 日付けで申請があった見舞金について、富士市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条の規定により、次のとおり決定します。

見 舞 金 の 種 類	
決 定 の 内 容	支給 ・ 不支給
見 舞 金 の 額	円
不 支 給 の 場 合 の 理 由	

備考 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に富士市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に富士市を被告として提起することができます。

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 3 条関係）

第 4 号様式（第 6 条関係）